

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 告 示**
- 福島県議会定例会を招集する件 四八六
  - 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 四八六
  - 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 四八七
  - 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 四八七
  - 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 四八七
  - 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 四八八
  - 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件 四八八
  - 入会林野整備計画を適当と決定した件 四八九
  - 土地収用法により事業の認定をした件 四八九
  - 海岸保全区域として指定する件の一部を改正する件 四九〇
  - 道路の区域を変更する件 四九〇
  - 道路の供用を開始する件 四九一
- 公 告**
- 随意契約の相手方を決定した件 四九二
  - 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十条第一項の規定により特定小売商業施設の変更の届出があった件 四九三
  - 福島県病院局 四九三
  - 一般競争入札を行う件 四九三
  - 福島県警察本部 四九三
  - 落札者を決定した件 四九五
  - 福島県取用委員会 四九五
  - 福島県取用委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則 四九五
  - 福島海区漁業調整委員会 四九五
  - はえなわ漁業について指示する件 四九五

## 告 示

**福島県告示第五百八十一号**  
 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百一条第一項の規定により、福島県議会定例会を平成二十九年九月十九日福島市に招集する。  
 平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀 雅雄  
 （総務課）

**福島県告示第五百八十二号**  
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。  
 平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
ケアーズ訪問看護リハビリ ステーション野田町	福島市野田町七―三―二〇セレー ノダイマルーB	平成二十七年六 月一日
みうら内科クリニック	二本松市羽石一―〇―六	平成二十九年三 月二一日
浪江町国民健康保険仮設津 島診療所	同 市油井字大窪一―八	同 月二三日
カーナデンタルクリニック	福島市本町五―六 草野ビル三階	同 月一日 年四
さくらんぼ薬局	同 市太平寺字兒子塚三六	同 日
大山クリニック	伊達市北後一三一―	同 日
まつやまクリニック	西白河郡矢吹町八幡町五六二―一	同 年五

平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
辰巳屋ビル 福島県福島市栄町五番一号
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要  
廃棄物等に関する事項について  
廃棄物の発生抑制に努め、再資源化できるものについては、再資源化ルートを利用し極力再生利用を行うこと。事業活動に伴って発生した廃棄物については、事業者の責任において適正に処理し、廃棄物の保管・運搬に当たっては飛散防止などの周辺環境の保全に努め、苦情等の問題が発生した場合は、早急かつ誠意ある対応を行うこと。  
廃棄物の収集運搬処理を委託する場合は、廃棄物の種類（産業廃棄物、事業系一般廃棄物など）ごとに、それぞれの許可を受けた業者へ委託し適正に処理すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし。

(商業まちづくり課)

福島県告示第五百八十八号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第一項の規定により、森戸入会林野整備組合組合長湯田茂から平成二十九年八月二十一日付けで申請のあった滝ノ又山入会林野整備計画を適正とする旨決定した。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類  
入会林野整備計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十九年九月六日から  
同 年十月五日まで (三十日間)
- 三 縦覧の場所  
福島県農林水産部森林林業総室林業振興課、福島県南会津農林事務所森林林業部及び南会津町役場

(林業振興課)

福島県告示第五百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定により事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成二十九年九月五日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 起業者の名称

双葉町

二 事業の種類

双葉町共同墓地整備事業

三 収用又は使用の別を明らかにした起業地

1 収用の部分 福島県双葉郡双葉町大字長塚字寺内前地内

四 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、次のとおり、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第二十条第一号の要件への適合性

双葉町共同墓地整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第三条第三十二号に掲げる地方公共団体が設置するその他公共の用に供する施設に該当する。

2 法第二十条第二号の要件への適合性

起業者は、双葉町復興まちづくり計画（第二次）に基づき、本件事業を行うこととしており、必要な予算措置を講じているため、事業遂行の意思と能力があるものと認められる。

3 法第二十条第三号の要件への適合性

したがって、本件事業は、法第二十条第二号の要件を充足すると判断される。

(一) 得られる公共の利益

双葉町には、三十三か所の共同墓地が整備されているが、それらのうち、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による影響で、十九か所の共同墓地について対応が求められている。

これらの共同墓地は、古くから地域住民に受け継がれている大切な墓地であり、津波により流失したこと、中間貯蔵施設建設予定地内にあること、高線量地域内にあることから移転させる必要が生じているものである。

また、町外で避難生活を送る町民からは、新規の墓地に対する問合せが毎月十件程度寄せられており、共同墓地への需要は多い。

このような状況の中、本件事業の施行によって、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故による影響を受けた地域の墳墓を移転させることが可能になるとともに、共同墓地を新たに使用したい町民の需要にも対応することが可能となる。

また、中間貯蔵施設建設予定地内からの墳墓移転が進むことは、施設の建設が進むことに大きく寄与するものである。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(二) 失われる利益

本件事業は、環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）及び福島県環境影響

評価条例（平成十年福島県条例第六十四号）に定める対象事業に該当しない。  
 また、双葉町教育委員会に照会したところ、本起業地は「周知の埋蔵文化財」の範囲外であることを確認している。

（三）事業計画の合理性

本件事業は、双葉町が東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故からの復旧・復興に向けて平成二十八年十二月に策定した「双葉町復興まちづくり計画（第二次）」に基づき、住民の意向を反映させるための意向調査及び中間貯蔵施設建設予定地等、移転が必要となる地域の墳墓数から算出された需要予測を踏まえて計画されたものである。

また、起業地の選定に当たっては、福島県墓地、埋葬に関する法律施行細則第一条第一項の規定に従い、町内三か所の候補地の比較検討を行っているが、地理的条件、周辺環境及び経済性から総合的に勘案すると、本起業地が最も合理的であると認められる。

4 法第二十条第四号の要件への適合性

（一）事業を早期に施行する必要性

双葉町の共同墓地は町内に三十三か所整備されているが、それらのうち十九か所の墳墓については移転が必要な状況となっており、加えて町民からの問合せが毎月十件程度寄せられており、共同墓地への需要は多い。

また、中間貯蔵施設建設予定地内からの墳墓移転が進むことは、施設の建設が進むことに大きく寄与するものである。

（二）起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲と認められる。

また、本起業地は全て本件事業の用に恒久的に供されるものであるため、収用又は使用の別を収用としたことについても合理的であると認められる。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第二十条各号の要件を全て充足すると判断される。

五 起業地を表示する図面の長期縦覧の場所

双葉町住民生活課

（土木総務課用地室）

福島県告示第五百九十号

海岸保全区域として指定する件（昭和三十三年福島県告示第二百三十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月五日

表17浪江海岸棚塩地区海岸の項区域の欄を次のように改める。 福島県知事 内堀雅雄

基点	基点及び補助点の位置（公共座標第IX座標系）
基点1	X一六七〇〇四・九二六 Y一〇六五四七・五七八の点
基点2	X一六六七三三・六八〇 Y一〇六五七七・九五三の点
基点3	X一六六七三三・一八三 Y一〇六五八二・六七一の点
基点4	X一六六七三三・八三二 Y一〇六五八〇・九九一の点
基点5	X一六六七四四・六九八 Y一〇六五七三・七九六の点
基点6	X一六六七四七・五三三 Y一〇六五六三・九八六の点
基点7	X一六六七四〇・一七六 Y一〇六五五四・七一五の点
基点8	X一六六七三七・三七七 Y一〇六五五三・二〇一の点
基点9	X一六六七二八・九七一 Y一〇六五五〇・七八八の点
基点10	X一六六七一八・一三〇 Y一〇六五五三・一八七の点
基点11	X一六六七〇一・二〇五 Y一〇六五四九・五二三の点
基点12	X一六六六九四・二三三 Y一〇六五四三・九二一の点
基点13	X一六六六三五・〇三三 Y一〇六五三一・一〇三の点
基点14	X一六六六三三・八三八 Y一〇六五三四・九三七の点
基点15	X一六六六二八・九八一 Y一〇六五三三・八八五の点
基点16	X一六六六一七・八一六 Y一〇六五三一・九七三の点
基点17	X一六六六〇六・五二六 Y一〇六五三一・〇三八の点
基点18	X一六六五九五・一九七 Y一〇六五三一・〇九〇の点
基点19	X一六六五八六・六八一 Y一〇六五三一・五三六の点
基点20	X一六六五二六・四〇三 Y一〇六五四五・七四六の点
基点21	X一六六二七四・三六九 Y一〇六五四五・五一三の点
基点22	X一六六一二一・一八三 Y一〇六五四二・七四三の点
基点23	X一六五九〇〇・六〇三 Y一〇六五三八・一四七の点
基点24	X一六五八九二・六八八 Y一〇六五三三・九八三の点
基点25	X一六五八三二・一二九 Y一〇六五三二・七三三の点
基点26	X一六五八三一・六九〇 Y一〇六五三六・七二五の点
基点27	X一六五八〇〇・二六八 Y一〇六五三六・〇七六の点
基点28	X一六五七九二・七四六 Y一〇六五三四・八三七の点
基点29	X一六五七八六・九四九 Y一〇六五三二・二二四の点
基点30	X一六五七八一・九二五 Y一〇六五二八・三二九の点
基点31	X一六五七七七・九六二 Y一〇六五二三・三五八の点
基点32	X一六五七七五・二七六 Y一〇六五一七・五九五の点
基点33	X一六五七七四・〇一一 Y一〇六五一一・三六五の点
基点34	X一六五七七四・二五四 Y一〇六五〇四・九二二の点
基点35	X一六五七七六・五五七 Y一〇六四九〇・六五七の点
基点36	X一六五七七九・二一一 Y一〇六四八〇・四五〇の点
基点37	X一六五七四五・七九八 Y一〇六四七六・〇七〇の点
基点38	X一六五六八七・八一九 Y一〇六五二九・九九一の点